

垂水区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成30年4月1日 垂水区長決定

(目的)

第1条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成30年3月8日市長決定。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 要綱別表第2に定める助成対象活動については、別表1の基準により助成するものとする。

2 要綱別表第9に定める助成対象活動については、別表2の基準により助成するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 垂水区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成27年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

○別表1 地域福祉活動メニュー（要綱別表第2関係）

助成対象活動	助成条件	助成額
1.安全・安心なまちづくり事業	(1) 高齢者や子どもなどの安全・安心を確保するための事業 (あいさつ運動、門灯点灯運動、啓発チラシ等の作成・配布など)	1回10,000円 年4回以内 (1回あたりの参加者30人以上、ただしチラシ等の作成・配布の場合はこの限りではない)
	(2) まちあるき&ワークショップ (子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加するまちあるき&ワークショップの開催とコミュニティ安全マップ作成)	(ワークショップ等の開催) 1回10,000円 年3回以内 (マップ作成) 年90,000円
	(3) 防犯パトロール (地域住民による防犯パトロール(地域全域)活動)	年30,000円 (年間100日以上実施)
2.地域住民の健康づくり事業	地域住民の健康増進につながる事業 (健康体操、まちの保健室、認知症予防事業など)	1回3,000円 年36回以内 (1回あたりの参加者5人以上)

助成対象活動	助成条件	助成額
3. 地域ぐるみの子育て事業	(1) 未就学児を持つ親の支援 (子育て相談や親の情報交換の場づくり, 子育て講座の開催など) ※子育てサークルづくりの実施回数を増やすための場合も助成可能	1回 5,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上)
	(2) 学童・思春期の子どもを持つ親の支援 (子育て相談や親の情報交換の場づくり, 子育て講座の開催など)	1回 3,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上)
	(3) 参観日子ども預かり事業 (参観日など保護者が参加する学校行事の際に, 弟妹等を一時預かりする事業)	1回 3,000円 年 6回以内
	(4) 命の感動体験 (小学生高学年や中学生を対象に乳幼児とのふれあい体験を実施し, 他人に思いやりや共感が持てるような機会をつくる事業)	1回 5,000円 年 3回以内
	(5) 青少年の健全育成事業 (自然学習, 親子クッキングなど) ※定期的事業, 単発的事业あわせて 3事業まで	(定期的事業) 1回 3,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上) (単発的事业) 1回 10,000円 (1回あたりの参加者 30人以上)
4. 伝統文化の継承	日本古来からの風習を伝承する事業への取り組み (地元音頭の練習, 和太鼓教室, 地域文化遺産や史跡探訪, 七草がゆ, しめ縄教室, 凧づくり会など) ※定期的事業, 単発的事业あわせて 3事業まで	(定期的事業) 1回 3,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上) (単発的事业) 1回 10,000円 (1回あたりの参加者 30人以上)
5. 地域住民の交流事業	地域住民の交流事業 (文化祭, ふれあいもちつき大会, グラウンドゴルフ大会, ウォーキングラリーなど) ※定期的事業, 単発的事业あわせて 6事業まで	(定期的事業) 1回 3,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上) (単発的事业) 1回 10,000円 (1回あたりの参加者 30人以上)
6. 地域情報の発信とデジタル社会における取り組み	(1) 「地域だより」の発行 (身近な話題や行事予定表などを掲載した「地域だより」の発行)	1回 4,000円 年 12回以内
	(2) 地域情報ホームページの開設	年 100,000円 (開設時 1回限り)
	(3) 地域情報ホームページや公式 SNS 等を利用した情報の発信	1回 1,000円 年 24回以内
	(4) パソコン・スマートフォン等教室の実施 (パソコン・スマートフォン等デジタル機器の勉強会)	1回 3,000円 年 12回以内 (1回あたりの参加者 5人以上)

○別表2 地域福祉活動メニュー（提案型）（要綱別表第9関係）

助成対象活動	助成条件	助成額
<p>その他地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な取り組み</p>	<p>その他地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な取り組み （防犯パトロールの効果を高めるための資機材の新調、面識社会づくりのための取り組みなど） ※年2事業まで</p>	<p>個別査定 （事業費の2/3以内で、1事業につき100,000円以内） ※千円未満は切り捨て</p>